

認証登録マークと認定マーク

1.0 ISCT 認証登録マーク

ISCTの認証審査の結果、組織のマネジメントシステムがISO規格要求事項に適合していると認証された場合、ISCT認証登録マークを以下の条件で使用することができます。

- (a) ISO マネジメントシステムが維持され、登録が有効である期間のみ使用できる。
- (b) ISCT が許可するまでは、ロゴマーク使用及び認証について表明をしてはならない。また、認証が許可されロゴマーク使用が許可されれば、この認証同意書の使用指示に従って使用することができる。
- (c) 組織のパンフレット、名刺、封筒などに認証機関（ISC 東京）のロゴマークが使用できる
- (d) 製品及び製品の包装に用いてはならず、また、製品の適合性を示すと解釈される可能性がある他のいかなる方法でも用いてはならない。
- (e) 被認証組織が行う試験・校正又は検査機関が行う検査の報告書又は証明書に、ロゴマークを表示してはならない。
- (f) 認証登録マークの表明を製品の包装又は付帯情報に用いる場合、その表明に製品、プロセス又はサービスが認証されていると受け取られるものであってはならない。その表明には被認証組織の名称（社名）、マネジメントシステムの種類（品質、環境など）と適用規格、認証書を発行した ISCT を含めなければならない。

2.0 JAS-ANZ 認定マーク

JAS-ANZ 認定の ISO マネジメントシステム規格に適合が認証された組織は、JAS-ANZ 認定マークを使用することができます。

- (a) このマークを使用するルールは、JAS-ANZによって管理される。
- (b) 認定機関（JAS-ANZ）のロゴマークは、認証機関（ISC東京）のロゴマークとともに使用することができる。
- (c) ISCT により認証されたことで、製品やサービスが JAS-ANZ 認定評議会又はオーストラリア又はニュージーランドの政府によって承認されていると誤解される表記はしてはならない。